

## 身体拘束適正化のための指針（居宅介護支援）

シルバービレッジ居宅介護支援センター

管理者 柿長 真一

当事業所における身体拘束適正化のための指針を、次のとおり定める。

### 1. 身体拘束適正化に関する考え方

#### （1）基本的な考え方

身体拘束とは、利用者の意思に関わらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、ある行動を抑制または停止させる状況であり、利用者の能力や権利を奪うことに繋がりがねない行為である。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

#### （2）身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止とする。

#### （3）拘束を行う基準について

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件をすべて満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

##### ①切迫性

ご利用者等ご本人又はほかのご利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

##### ②非代替性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

##### ③一時性

身体拘束等その他の行動制限が一時的なものである場合

以上の3要件を満たし、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

#### （4）日常的支援における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせない為に、日常的に以下の事に取り組む。

①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努める。

②言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げないよう努める。

③利用者の思いを汲み取る、利用者の意向に沿った支援を提供し、個々に応じた丁寧な対応をする。

④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。

⑤万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束適正化委員会に置いて検討する。

⑥「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的な生活をしていただけるように努める。

#### （5）情報開示

本指針は、当施設内掲示板に掲示・掲載するとともに、利用者からの閲覧の求めには速やかに対応する。

## 2. 身体拘束の適正化を図る体制

### (1) 身体拘束適正化委員会の設置

当事業所では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正委員会（以下、「委員会」とする）を設置し、その結果について、従業者に周知徹底を図る。なお「虐待防止検討委員会」と同時に開催することができるものとする。委員会は毎月行われる業務会議内での開催と、身体拘束の適否判断を緊急に要する場合の適宜開催（適時委員会）の2種類とする。尚、委員会は定期・適時共に同一の（業務会議構成員）が行い、構成員などは変わらない。

### (2) 委員会の設置目的

- ①事業所内での身体拘束の廃止に向けての現状把握及び改善についての検討
- ②身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ③身体拘束を実施した場合の解除の検討
- ④身体拘束廃止に関する職員全体への指導

### (3) 委員会の構成員

委員会の構成員はセンター内全職員とし、担当者を虐待防止委員会が兼任する。担当者は身体拘束適正化の一連の措置を適正に実施するための担当者を兼任する。議事録を作成し、委員会が開催できないことが想定されるため、職員の意見を盛り込み全員で検討する。

## 3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他利用者の生命または身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順を踏まえて行うこととする。

- ①やむを得ず身体拘束を必要とする場合は身体拘束適正委員会にて協議する。
- ②協議の上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、サービス提供責任者が利用者及び家族等に対する説明書（書式1）を作成する。
- ③身体拘束を行っている間は、経過観察を行い、経過観察シート（書式2）を用いて、身体拘束発生時にその対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。
- ④上記③の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は速やかに身体拘束を解除する。その場合、利用者及び家族等に報告する。

## 4. 身体拘束適正化のための職員研修に関する基本方針

身体拘束適正化のため、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時に身体拘束適正化研修を実施する。研修の内容としては、身体拘束適正化に関する基本的内容などの適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本方針に基づき、身体拘束適正化に資する内容とする。なお、身体拘束適正化のための研修は客体防止研修と一体化して行うことができる。

### 附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。